

令和2年度 既存建築物省エネ化推進事業 (国交省)【三次公募】

総予算
90.7億

公募期間：2020年9月7日～10月5日

本事業は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネルギー改修工事や省エネルギー改修工事に加えて実施するバリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援するものです。

対象事業

- ① 省エネルギー改修工事に要する費用
- ② エネルギー使用量の計測等に要する費用
- ③ バリアフリー改修工事に要する費用（省エネルギー改修工事と併せて行う場合に限る）
- ④ 省エネルギー性能の表示に要する費用



以下の要件を全て満たす、建築物（非住宅）の改修工事

- ① 躯体（壁・天井等）の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること（ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上）
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること
- ⑤ 事例集への情報提供に協力すること等

資料：国交省

対象経費

- ① 省エネルギー改修工事に要する費用
- ② エネルギー使用量の計測等に要する費用
- ③ バリアフリー改修工事に要する費用（省エネルギー改修工事と併せて行う場合に限る）
- ④ 省エネルギー性能の表示に要する費用
※工事費、設備費

補助対象者

建築主等（民間事業者等）、建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

補助金額

補助対象経費 × 補助率 **1/3** = 補助金額

●補助金額：（上限**5,000万円/件**（設備改修に係る補助限度額は**2,500万円**まで）

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として**2,500万円**または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算

全体スケジュール

公募期間：2020年9月7日～10月5日

問合せ先

〒102-0083
東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館 1階
既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
電話番号：03-3222-8055
メールアドレス：kaishu@hyoka-jimu.jp

関連HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000960.html

お問い合わせ・ご相談先
(株)

TEL：

メール：